

平成29年10月27日

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する 連鎖販売取引停止命令（3か月）及び指示について

- 消費者庁は、「Clover Coin（クローバーコイン）」と称する電子的な情報の提供と管理の役務を提供する連鎖販売業者である48ホールディングス株式会社（本社：北海道札幌市）（以下「同社」といいます。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、平成29年10月28日から平成30年1月27日までの3か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、以下のとおり指示しました。
 - 1 同社は特定商取引法第37条第1項に規定する概要書面の交付義務に違反し、また、勧誘者は契約の締結について勧誘するに際し特定商取引法第33条の2に規定する連鎖販売取引における氏名等の明示義務に違反し、特定商取引法第34条第1項に規定する不実のことを告げる行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その結果について平成29年11月27日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
 - 2 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る取引を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 認定した違反行為は、氏名等不明示、不実告知及び概要書面不交付です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。

- 1 同社は、「Clover Coin（クローバーコイン）」と称する電子的な情報を同社が運営管理するウェブサイト又はウォレットアプリを通じて提供・管理する役務の提供の事業を有償で行っており、同社の会員となって当該役務の提供のあっせんをする者を、ボーナス等と称する特定利益を收受しうることをもって誘引し、その者と特定負担を伴う当該役務の提供のあっせんに係る取引である連鎖販売取引を行っていました。

2 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 勧誘者は、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）をしようとするときに、その相手方に対して、「いい話があるよ。」「●●で会わない？すごい話があるから一緒に聞いて。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る本件役務の種類を明らかにしていませんでした。

（氏名等不明示）

(2) 勧誘者は、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、同社が提供する「クローバーコイン」の価値が将来に向かって増すかどうかは客観的にみて不確定であるにもかかわらず、「完全に上がる。買わなきゃ損をする。」「公開前の仮想通貨を購入すれば1か月半後の公開時には10倍に値上がりする。」などと、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項である「クローバーコイン」の将来価値について、値上がりが確実に見込まれるかのように説明し、もって不実のことを告げていました。

（不実告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

(3) 同社は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに交付しなければならない連鎖販売業の概要について記載した書面を、契約を締結しようとする消費者に交付していませんでした。

（概要書面不交付）

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

48ホールディングス株式会社に対する行政処分の概要

1 事業者の概要

- (1) 名称：48ホールディングス株式会社（法人番号 7430001006120）
- (2) 代表者：代表取締役 淡路 明人
代表取締役 渡部 道也
- (3) 所在地：北海道札幌市中央区北一条西三丁目3番11号
桂和北1条ビル9階及び10階
- (4) 資本金：1000万円
- (5) 設立：平成5年11月5日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 提供役務：「Clover Coin（クローバーコイン）」と称する電子的な情報の提供及び管理

2 取引の概要

48ホールディングス株式会社（以下「同社」という。）は、「Clover Coin（クローバーコイン）」と称する電子的な情報を同社が運営管理するウェブサイト又はウォレットアプリを通じて提供・管理する役務の提供の事業を有償で行っており、同社の会員となって当該役務の提供のあっせんをする者を、ボーナス等と称する特定利益を収受しうることをもって誘引し、その者と特定負担を伴う当該役務の提供のあっせんに係る取引である連鎖販売取引を行っていた。

3 行政処分の内容

(1) 取引停止命令

① 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に関する取引のうち、次の取引を停止すること。

ア 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約を締結すること。

② 停止命令の期間

平成29年10月28日から平成30年1月27日まで（3か月間）

(2) 指示

同社に対し、法第38条第1項の規定に基づき、以下のとおり指示した。

- ① 同社は、法第37条第1項に規定する書面の交付義務に違反し、また、勧誘者は、法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反し、法第34条第1項に規定する不実のことを告げる行為を行っていた。かかる行為は、法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年11月27日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ② 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る取引を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社又は勧誘者は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等不明示（法第33条の2）

勧誘者は、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）をしようとするときに、その相手方に対して、「いい話があるよ。」「●●で会わない？すごい話があるから一緒に聞いて。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る本件役務の種類を明らかにしていなかった。

(2) 不実告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項）（法第34条第1項第5号）

勧誘者は、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、同社が提供する「クローバーコイン」の価値が将来に向かって増すかどうかは客観的にみて不確定であるにもかかわらず、「完全に上がる。買わなきゃ損をする。」「公開前の仮想通貨を購入すれば1か月半後の公開時には10倍に値上がりする。」などと、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項である「クローバーコイン」の将来価値について、値上がりが確実に見込まれるかのように説明し、もって不実のことを告げていた。

(3) 概要書面の不交付（法第37条第1項）

同社は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに交付しなければならない連鎖販売業の概要について記載した書面を、契約を締結しようとする消費者に交付していなかった。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等不明示）

平成28年8月頃、消費者A宅をAの知人である同社の勧誘者Zが突然訪問した。AはZとそれほど親しく付き合っていた訳ではないが、Zは「Aさん。いい話があるのよ。」と非常に親しそうに名前を呼びかけながら訪ねてきた。

AはZをA宅に上げたが、ZはA宅に上がる前に、Aに対し同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨及び役務の種類については一切告げなかった。

ZはA宅に上がり最初は世間話をしていたが、そのうちに、だんだんと同社の扱う取引についての話を始めた。一口3万円という話をされたAが、お付き合いだからしょうがないと思い一口での加入を承諾したところ、Zは、「一口では儲けがない。」と言い勧誘を続けたことから、また来られてくどくどと話をされても困ると思ったAは、そのとき別の支払のために手元に用意していた現金から払ってしまうこととし、会員登録を申し込んだ。

【事例2】（不実告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

消費者Bは、友人に「仮想通貨の話が聞ける。それでもうかる。」と誘われ、Bと友人の2人で公共施設の会議室で開催されたセミナーに参加した。

セミナーでは同社の勧誘者Yがスクリーンに資料を映したり、ホワイトボードに記載したりしながら「公開前の仮想通貨を購入すれば1か月半後の公開時には10倍に値上がりする。」「公開前に持てるからもうかる。」などと説明した。

説明を聞いて、利益を上げられそうだったBは、友人と「一緒にやろう。」と話し、平成29年3月頃、会員登録申請書を記載して、同社に登録費用を振り込み、Yに会員登録申請書を手渡し会員登録の申込みをした。

【事例3】（不実告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項）、概要書面不交付）

消費者Cは、知人Dから電話で「仮想通貨の良い話がある。行こう。」と誘われ、店舗で待ち合わせることにした。翌日の夕方、Cは友人Eと2人で店舗

を訪ね、知人Dから同社の勧誘者W及びXを紹介された。

その店舗で、W及びXはCと友人Eに対し、「クローバーコインという仮想通貨が、現在1枚1円の価値だが、6月24日から128円に価値が上がり、利益が得られる。」、「払った金額の20%は〇〇で保有される。」、「〇〇をクローバーコインにエクステンジしたら価値が上がる。」、「クローバーコインを〇〇にエクステンジもできる。」と告げ勧誘を行った。同社並びにW及びXは、Cに対して概要書面を交付しなかった。Cは、W及びXから「値上がりする。」と言われ、いいかもしれないと思ったがもう少し検討したいと思い、この日は申込みをしなかった。

Cは、勧誘を受けてから1週間ほどして友人3人と誘い合わせ、Wの上位会員である同社の勧誘者Vが主催するセミナーに参加した。このセミナーでVは、Wと同様の内容についてパワーポイントを使ってより詳しく説明した。しかし、同社並びにV、W及びXはCに対し概要書面を交付しなかった。

Cはもうかると思い、友人3人のうち2人と一緒に加入することとし、平成29年3月頃同社に登録費用を振り込み、会員登録申請書を郵送し、会員登録の申込みをした。

※事例中、「〇〇」は、現在、一般に流通している仮想通貨の名称。